



エコ・ファースト制度について

令和7年8月
環境省 企画評価・政策プロモーション室



環境省では、**業界を牽引して環境保全に取り組む企業**の活動を後押しすることで、各業界において環境保全の取組が波及し、業界全体の取組の向上が図られることを目指して、「**エコ・ファースト制度**」を実施しています

【制度の概要】

- 認定の仕組み：
 - ・ 企業が環境大臣に対し、自らの環境保全に関する**取組を約束**する
 - ・ その取組が**先進的、独自の、波及効果**を有する場合に、**環境大臣が認定**する
- 制度創設：平成20年（2008年）
- 認定申請：年1回
- 有効期間：5年間（更新可）
- 企業数：93社（令和7年8月時点）



このマークを使用している企業は環境大臣認定のエコ・ファースト企業です。

約束案に記載された目標が、以下の『必要水準要件』『トップランナー要件』の両方に該当すると認められた場合、エコ・ファースト企業として認定する。

認定要件

必要水準要件

以下の4つの分野について、規約別表の要件をいずれも満たすこと。

(ア)環境マネジメントシステム

(イ)気候変動対策

(ウ)循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行

(エ)自然再興(ネイチャーポジティブ)

トップランナー要件

以下に掲げる(a)~(h)のうち、1つ以上の分野における目標が、「先進性・独自性・波及効果」を総合的に判断して、エコ・ファーストにふさわしいものであること。

(a)気候変動対策

(b)循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行

(c)自然再興(ネイチャーポジティブ)

(d)大気・水・又は土壌などの環境への負荷の低減

(e)化学物質の適正な管理及びリスクコミュニケーションの促進

(f)環境教育の振興

(g)環境金融

(h)その他の環境保全

必要水準要件 (ア)環境マネジメントシステム

企業がその運営や経営の中で、効果的に環境保全に関する取組を進められるよう、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、その他の適切な第三者機関が策定したと認められる環境マネジメントシステム、又はそれらに準ずると認められる社内独自の環境マネジメントシステムを導入し、それに基づいた環境経営の推進体制を構築していること。

必要水準要件_(イ)気候変動対策に係る要件

(1) ~ (4) を全て満たすこと

(1) 2050年又はそれ以前のカーボンニュートラル (温室効果ガス排出量実質ゼロ) 達成の目標を設定・公表していること。なお、対象範囲はScope1 (事業者自らによる温室効果ガスの直接排出) とScope2 (他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出) とする。

(2) 東京証券取引所のプライム市場上場企業については、Scope3を含めたバリューチェーン全体での温室効果ガス排出量を算定・公表するとともに、削減目標を設定・公表していること。その他の企業については、算定・公表していること、又は申請時点で既に算定に着手しており、期限を定めて算定・公表を行う計画を策定していること。

(3) 以下4つのうち、最低一つ以上を満たしていること。

- (a) 「TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」への賛同
- (b) 「SBT (Science Based Targets)」認定の取得
- (c) 「RE100」への参加
- (d) 「再エネ100宣言 RE Action」への参加

(4) 「デコ活宣言」を実施し、かつデコ活応援団 (新国民運動官民連携協議会) に参画していること。

(5) ~ (12) のうち、1つ以上を満たすこと

(5) 「SBT」認定を目標水準「1.5°C」にて取得していること。

(6) 自社製品のカーボンフットプリントの算定・表示の取組を行っていること。

(7) 「CDP (Carbon Disclosure Project)」が送付する質問書に回答していること。

(8) 温室効果ガス排出量算定において、第三者検証を実施していること。

(9) インターナルカーボンプライシングを実施していること。

(10) 自然冷媒への転換目標を設定し、その目標を公表していること。

(11) 気候変動による物理的リスク・機会及び対応策 (適応策) についての情報開示を行っていること。

(12) 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号) 第26条第1項に規定する特定排出者以外の企業である場合、省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (EEGS) において、事業者別排出量等の自主的な公表を行っていること。

必要水準要件_(ウ)循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に係る要件

(1) 及び (2) のいずれも満たすこと

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)に盛り込まれたいずれかの指標の目標の達成又は数値の改善に資する活動を行っていること。

(2) 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第11条に則り、直接の事業活動だけでなく、事務所(オフィス)内でも社員一人一人が3R(リデュース、リユース、リサイクル)に即した取組を実践していること。(例:オフィス内での適切なごみ分別、マイ箸・マイコップのルール化、社内ペーパーレス化の徹底)

(3) ~ (10) のうち、該当するものを全て満たすこと

(3) 主な事業においてプラスチックを製造・使用・排出する場合、プラスチック資源循環戦略(令和元年5月31日策定)に盛り込まれたマイルストーンの達成に貢献する数値目標を設定・公表するか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)に基づく以下のうちいずれかの認定を受けていること。

(a)プラスチック使用製品の設計の認定(第8条)、(b)自主回収・再資源化事業計画の認定(第39条)、(c)再資源化事業計画の認定(第48条)

(4) 主な事業において原材料の調達を行う場合(例:製造業、建設業、卸売・小売業)、原材料の調達に関するガイドラインを策定・公表しており、その中で環境負荷への配慮に関して記述をしていること。

(5) 日本標準産業分類の中分類が廃棄物処理業に該当する場合、廃棄物の再資源化の実施状況(再資源化を実施した廃棄物の数量や再資源化率等)と数値目標を公表していること。

(6) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)に規定する食品関連事業者である場合、同法基本方針に掲げる業種ごとの目標値を直近1年間で上回っていること、又は同法第11条に基づく登録再生利用事業者の登録若しくは第19条に基づく再利用事業計画の認定を受けていること。

(7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に規定する自動車製造業者等である場合、自動車の再資源化率や再生材利用率の向上に資する取組を行い、その取組単体での実績と数値目標を公表していること。

(8) 主な事業において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の対象となる建設工事に関与しており、特定建設資材廃棄物の排出事業者である場合、特定建設資材廃棄物の再資源化等率100%を達成する目標を設定・公表していること。

(9) 主な事業において特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)の対象製品を製造する場合、同法の対象製品の設計の際に再資源化率等の向上に資する取組を行い、その取組単体での実績と数値目標を公表していること。

(10) 主な事業において、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)の対象製品を取り扱う場合(例:製造業者、販売業者、処理業者)、同法の対象製品の再資源化率の向上に資する取組を行い、その取組単体での実績と数値目標を公表していること、又は同法第10条に基づく再資源化事業計画の認定を受けていること。

必要水準要件_(エ)自然再興（ネイチャーポジティブ）に係る要件

(1)～(5)のうち、2つ以上を満たすこと

- (1) 「2030生物多様性枠組実現日本会議」(J-GBF)が呼びかけている「ネイチャーポジティブ宣言」を発出し、J-GBFに登録していること。
- (2) 自然資本の保全の概念をマテリアリティとして経営に位置付けていること。
- (3) 「自然共生サイト」(民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域)の認定を受けていること、又は、認定されたサイトがよりネイチャーポジティブに貢献できるような支援を実施し、自社ホームページ等でその取組を公表していること。
- (4) 「TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)」のアダプターズリストに掲載されていること。
- (5) 生物多様性の保全に資する活動を行い、かつ以下の観点を全て満たしていること。
 - (a) その活動を自社ホームページ等で外部へ公表していること。
 - (b) その活動を、ステークホルダー(地域住民、大学、研究機関、NPO団体等)と連携して行っていること。
 - (c) 「G7 ネイチャーポジティブ経済アライアンス (G7ANPE)」・「30 by 30アライアンス」等のネイチャーポジティブ達成に資するイニシアティブに参画していること。

以上の(ア)～(エ)の要件をいずれも満たすことで、必要水準要件に適合となります。

トップランナー要件

以下の2つを満たす必要があります。

- ①約束案に記載された目標が、特定の1分野以上において、**先進性**（トップランナー足り得る高い目標であること）、**独自性**（業界の特色を生かしたオリジナルな目標であること）及び**波及効果**（業界にインパクトを与え、当該業界における取組の向上を促すような目標であること）を有すること
- ②その目標が、原則として、申請の日から5年後又はそれ以降を目標年次とするものであり、かつその**達成が見込まれること**。

【参考】認定企業の「トップランナー要件」を満たした取組の例

取組名	企業名	取組名	企業名
サントリー「天然水の森」活動（水源涵養・生物多様性の再生/2003年～）	サントリーホールディングス(株)	運輸業におけるEV導入と再生可能エネルギーの活用によるGHG削減	ヤマトホールディングス株式会社
取組情報		取組情報	
 <p>「森と水の学校」奥大山</p>	<p>○認定日 2024年4月10日</p> <p>○該当分野 (e)自然との共生に係るもの (f)環境教育の振興に係るもの</p> <p>○取組の内容 水源涵養機能の向上と生物多様性の再生を目的とした「天然水の森」活動を2003年から開始し、科学的な根拠に基づいて100年先を見据えた継続的な活動を展開しています。現在では、16都府県23カ所、12,000haを超える規模まで拡大し、国内工場で汲み上げる地下水量の2倍以上の水を涵養しています。子どもたちが自然のすばらしさを感じ、水や、水を育む森の大切さに気づき、未来に水を引き継ぐために何ができるかを考える、次世代環境教育「水育」を始めて今年で20年を迎えます。</p> <p>○取組の判定とポイント 先進性 / 独自性 / 波及効果 国内工場で汲み上げる地下水量の2倍以上の水を水源涵養エリアの森で育む「天然水の森」活動は今年で20年を迎え、先進性・独自性が高い取組。他企業から参考事例としても取り上げられることも多い点。「水育」は多くの学校で実施され、独自プログラムである点が先進性・独自性・波及効果があると評価。また、SBTNパイロットの世界17企業に、日本で唯一選ばれ、自然共生サイト認定にあたっては、天然水の森6カ所が認定され、単一企業として最多な点。</p> <p>○内容に関する情報ページURL https://www.suntory.co.jp/company/csr/env_biodiversity/ https://mizuiku.suntory.jp/ https://www.suntory.co.jp/news/article/14393.html https://www.suntory.co.jp/news/article/14474.html </p>	 <p>2023年より全国に順次導入している2トントラックEV「eCenter」</p>	<p>○認定日 2024年4月10日</p> <p>○該当分野 (a)脱炭素社会への移行に係るもの</p> <p>○取組の内容 2030年GHG自社排出量48%削減（2020年度比）の実現に向け、2030年までにEV23,500台導入という目標を掲げ、各サプライヤーと実証を重ねながら、全国に順次導入を進めています。全車両EVのエネルギーマネジメントモデル営業所では、太陽光発電設備を導入し、電力平準化システムによって、夜間のEV一斉充電による電力供給ピークの偏りを緩和するなど、運輸業におけるEV運用課題の解決をはかっています。また、再生電力を最大限活用するため、再生電力を充電した交換式バッテリーを用い、軽EVの集配業務実証も行っています。</p> <p>○取組の判定とポイント 先進性 / 独自性 / 波及効果 運輸業界において、いち早くEVや低炭素車両の導入し、実証に向けた取り組みを実施していることから、先進性があることが認められる点。また、業界独自のアプローチかつ社会全体への波及効果も大きい点。</p> <p>○内容に関する情報ページURL ヤマトホールディングス「エネルギー・気候への取り組み」 電気小型トラック「eCenter」新型モデル約900台を全国に導入 ヤマト運輸初、京都・八幡営業所に全車両EV導入エネルギーマネジメントを行うモデル店として本格稼働 交換式バッテリーを用いた軽EVの集配業務における実証を2023年11月から開始 </p>
 <p>科学的根拠に基づき 40名超の多彩な専門家と活動</p>	 <p>環境省「自然共生サイト」に 単一企業最多認定</p>	 <p>交換式バッテリー走行 軽商用EV「MEV-VAN Concept」</p>	 <p>全車両EVのエネルギーマネジメントモデル営業所（京都八幡営業所）</p>

エコ・ファースト公式ウェブサイトの「[認定企業の取組紹介](#)」ページに、認定企業の「トップランナー要件」を満たした取組を紹介していますので、こちらも御覧ください。

エコ・ファースト認定を受けるメリット

エコ・ファースト
マークの利用

自社出版物、名刺、制服、イベント時のパネル等に、エコ・ファースト・マーク（右図。商標登録済み。）を使用することができます。



社内外へのPR

社員の皆さまや社外（お客さま、自社バリューチェーン、株主・金融機関など）に対し、環境分野での自社の取組が、環境大臣から客観的に先進性・独自性・波及効果が認められていることをアピールできます。

環境政策の
最新情報

エコ・ファースト推進協議会（後述）が開催する各種イベントや勉強会において、環境省の政策担当者から、国内・海外の環境政策の動向等に関する最新の情報を入手できます。また、環境省の政策担当者とのリレーション構築につながります。

他企業との
情報交換

業種を超えた枠組みで、他のエコ・ファースト認定企業とのリレーション構築につながり、他企業の先進的な環境に関する取組についての情報を取得できます。

調達案件の
評価項目に
追加

環境省の調達案件（総合評価落札方式及び企画競争方式）における評価基準表の評価項目「組織の環境マネジメントシステム認証取得状況」の要件において、エコ・ファースト認定企業であることを加点対象とします。
※調達案件は、環境省の[調達情報](#)に掲載

エネ特補助事業の
評価項目に追加

環境省のエネルギー対策特別会計における補助事業において、エコ・ファースト認定企業であることを、審査段階での加点対象とします。
※補助事業の概要は、[環境省脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）](#)に掲載

エコアクション21
の審査員試験
受験のための
資格要件に追加

環境省が中小企業向けに策定した環境マネジメントシステム「エコアクション21」（運営主体：一般財団法人持続性推進機構）の審査員試験の受験資格として必要な環境関連業務経験の1つに、「エコ・ファースト認定企業に属し、相当期間において環境関連業務経験を有する者」であることが認められています。
※エコアクション21については、中央事務局の[公式ウェブサイト](#)（外部サイト）を参照

エコ・ファースト・マークの活用事例



建設現場での使用
(大東建託株式会社)



工場の壁面
(積水ハウス株式会社)



店舗スタッフ名札・社章
(株)スーパーホテル



名刺
(株) タカショーデジテック

株式会社島津製作所



令和2年10月21日 認定式にて

エコ・ファーストの取組例

- すべての新製品において、LCAの実施による環境負荷低減を進め、環境配慮製品を普及
- 地域や団体などと連携し、森づくり活動を通じた生物多様性の保全を推進

株式会社セブン&アイ・ホールディングス



令和5年4月5日 認定式にて

エコ・ファーストの取組例

- 店舗運営に伴うCO₂排出量を、2030年までに50%削減、2050年までに実質ゼロ
- オリジナル商品で環境配慮型素材を2030年までに50%、2050年までに100%使用

新規申請から認定までの流れ

申請

3月～5月末

- ・3月初旬頃に、環境省ウェブサイトの報道発表に応募要領を掲載予定です（詳細は次ページ参照）。

審査

6月～8月

- ・約束案がエコ・ファースト制度実施規約第3条第1項・別表に定める認定基準を満たしているかを確認します。
- ・最初に、約束案の内容が規約の必要水準要件を満たしているかを審査します。
- ・必要水準要件に適合した場合、トップランナー要件を満たしているか（取組が先進性・独自性・波及効果を有しているか）を審査します。
- ・審査過程において、約束案の各項目の修正の検討や、詳細が分かる資料の追加提出をお願いする場合があります。

認定

12月～1月

- ・約束案が認定基準を満たしていることが確認された企業の皆様には、約束書を正式に環境省に御提出いただきます。
- ・認定式を行い、この日よりエコ・ファースト認定企業として取組を進めていただけます。

申請に必要な書類とその提出方法について

必要書類

- ・以下4点です。
 - ① 企業概要（資本金、従業員数、主要サービスなど）が分かる資料
（例）統合報告書など
 - ② 企業詳細（損益計算書、株主資本等変動計算書など）が分かる資料
（例）有価証券報告書など
 - ③ 対象企業リスト（企業グループで申請の場合）
 - ④ 審査用様式と取組詳細が分かる資料

※ ③・④の記入様式は、報道発表ページよりダウンロードしてください。

審査用様式に係る特記事項

- ・ 特に審査において重要となるのが、④の審査用様式の記入内容です。こちらの記載内容を、エコ・ファースト実施規約に沿って、審査します。
- ・ 審査に適合した場合、エコ・ファースト公式ウェブサイトの「[企業毎の約束](#)」ページに、その内容を掲載します。
- ・ トップランナー要件に適合した企業の取組の一部を「[認定企業の取組紹介](#)」ページに掲載していますので、こちらも参考にしてください。

提出方法

- ・ 申請期間内（3月初旬～5月末頃）に、環境省エコ・ファーストのメールアドレス（ECOFIRST@env.go.jp）宛に、必要書類を添付して送信することで、申請完了となります。
- ・ 詳細は申請開始日に公開される報道発表の内容を御覧ください。

エコ・ファースト更新手続の流れ

エコ・ファーストの認定の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年ですが、規約第6条により更新することが可能です。

更新申請

有効期限
半年～数か月前

- ・更新用フォーマットにて、「①現行の約束に対する進捗」
「②新しい約束の内容」を提出してください。

審査

数か月～半年

- ・基本的には新規申請の場合と同じ運用ですが、更新の場合は、エコ・ファースト制度実施規約第6条第5項に則り、現行の約束に対する進捗も併せて審査します。
- ・確認とその後のやりとりに数ヶ月かかる場合もあります。現行認定の有効期限前に十分な余裕を持って相談してください。

更新完了

—

- ・新しい約束案が認定基準を満たしていることが確認され、エコ・ファースト公式ウェブサイトの「[企業毎の約束](#)」ページに、新しい約束が掲載されると、更新完了となります。
- ・更新の際は、認定式等はありません。

【参考】エコ・ファースト推進協議会

「エコ・ファースト」の認定を受けた企業が自主的に運営。
※協議会 現議長社は 株式会社島津製作所様

「エコ・ファースト企業が環境保全の取組を間断なく前進させる
とともに、環境行政との連携及びエコ・ファースト企業間の連携を強化
することにより、『エコ・ファースト制度』の発展を目指すもの。」
(設立趣意より抜粋)



推進協議会と環境省の連携

環境省からの 情報提供

運営委員会へ毎回環境省が出席、またメールにて環境行政に係る最新情報を提供。

毎年4月には、推進協議会の総会が開催。環境省幹部からの挨拶・講演を実施。

勉強会等の実施

勉強会や情報交換会では、環境省からの講演に加え、他企業の先進的な取組を共有。

シンポジウム 開催

毎年共催。2024年度は協議会設立15周年記念として「社会を変えていくエコ・ファースト～エコ・ファースト制度と認定企業の社会的役割」をテーマに実施（参加申込者数544名）

エコとわざ コンクール

環境省後援。小中学生を対象に環境に係ることわざを募集。2024年度は586点の応募あり。2024年度環境大臣賞は、「リサイクルは 生まれかわりの りょうごだよ」。



エコ・ファースト認定企業一覧〈93社〉

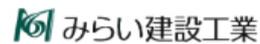
食品・飲料



医薬



住宅・建設・不動産



住宅建材





エコ・ファースト認定企業一覧〈93社〉

輸送品機器

NISSAN
MOTOR CORPORATION

機械

DAIKIN

新しい幸せを、わかすこと。
NORITZ

Kubota

TSUBAKI

EBARA

化学・繊維・ゴム

今日を愛する。
LION

住友化学

ゴムの先へ。はずむ未来へ。
住友ゴム

SHISEIDO

KAWASHIMA
SELKON

エフピコ

BRIDGESTONE
Solutions for your journey

SEKISUIKASEI

ガラス・土石製品

Niterra
日本特殊陶業

電気機器

brother
at your side

DiGiTEC.
TAKASHO DIGITEC CO.,LTD.

電気・電子

NEC
NECパーソナルコンピュータ

FUJITSU

ROHM
SEMICONDUCTOR

NISSIN
ELECTRIC

Hewlett Packard
Enterprise



エコ・ファースト認定企業一覧〈93社〉

精密機器



CITIZEN

運輸



ヤマトホールディングス

情報・通信



エネルギー



リサイクル業



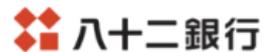
株式会社 京都環境保全公社





エコ・ファースト認定企業一覧〈93社〉

金融・保険



外食産業



卸売業



小売業



サービス・その他



株式会社ベネッセコーポレーション